

# 決議

人口減少や高齢化が進むなか、日本経済の持続的・安定的な成長を目指すためには、個性あふれる地方の創生により経済の好循環を全国に広げていくことが重要である。

また、わが国は、東日本大震災からの復興に向けて、総力を挙げて取り組んでおり、加えて幾多の災害を乗り越えて先人が築いてきた国土のさらなる発展を目指すためには、大規模地震や頻発する自然災害に対し、全国的な防災対策に一層努めていく必要がある。

街路は、ネットワークを構築することで、交流人口・物流を増大させ、多様な地域の相互連携による経済成長をもたらすストック効果が期待される社会資本である。さらに、災害時には救援活動や、復旧・復興に欠かせない大動脈として機能する重要な施設である。

従って、全国で未整備となつている真に必要な街路を着実に整備し、ネットワーク化を図ることこそが、日本経済の活力創出の原動力となり、災害に強い強靱な国土の再構築を推進する鍵になる。

このような状況を踏まえ、今後の街路整備の推進にあたり、次の事項を強く要望するものである。

一、東日本大震災の迅速な復興を推進するため、復興関連予算は、平成二十八年以降も通常予算とは別枠で継続的に確保すること。

一、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築を促す道路交通ネットワークの形成により、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るため、地域の活性化が期待される街路整備への支援をより一層促進すること。

一、都市における交通渋滞を解消し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るため、環状道路など幹線道路ネットワークの整備や連続立体交差事業などを積極的に推進すること。

一、災害時において、広域的な救護・支援活動を支える緊急輸送道路や住民の避難路として寄与するなど、防災上の整備効果が高い街路整備を重点的に推進すること。

一、右に掲げた必要な街路整備が、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により、計画的かつ安定的・持続的に実施できるよう、必要な財源を確保すること。

右決議する。

平成二十七年六月十五日

全国街路事業促進協議会

## 特別決議

東日本大震災から四年が経過したが、被災地における人口流出や暮らしと経済を支える交通基盤の脆弱性など依然として課題が残っており、復興にはまだ道半ばである。一方、集中復興期間は平成二十七年までとされており、被災地において来年度以降も迅速かつ着実に復興を推進するため、次に掲げる事項を確実に実行すること。

一、平成二十八年度以降も復興事業を計画的に実施できるよう、通常予算とは別枠で継続的に予算を確保すること。

一、復興交付金制度及び震災復興特別交付税による財政支援については、復旧・復興が完了するまで継続すること。

右決議する。

平成二十七年六月十五日

全国街路事業促進協議会